

令和 7 年度 大津市母子家庭等就業・自立支援センター
就業支援講習会実施業務 仕様書

1 委託業務名

大津市母子家庭等就業・自立支援センター就業支援講習会実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業務目的

ひとり親家庭の父母等が簿記の知識やワード及びエクセルの基礎スキルを習得し、希望する職に就けることを支援する。

4 業務概要

就業支援講座を開催する。各講座の内容については、次のとおりとする。

(1) 講座内容

ア 基礎から学べる簿記講座

定 員：20 名

日 時：令和 7 年 1 1 月 1 日から同年 1 2 月 2 0 日までの毎週土曜日の
午前 1 0 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで（全 8 回）

講習会場：大津市浜大津四丁目 1 番 1 号

明日都浜大津 ふれあいプラザ 5 階大会議室及び 4 階小会議室

対 象 者：簿記の学習が初めての方、日商簿記 3 級の受験を目指す方

内 容：簿記の基本用語や複式簿記の仕組み等の簿記の基礎から日商簿記 3 級の
出題範囲までを学び、日商簿記 3 級合格に向けた対策講座を行う。
（ただし、日商簿記 3 級合格に向けた対策講座は最終日のみとする。）

イ ワード・エクセル初級講座

定 員：20 名

日 時：令和 8 年 1 月 1 0 日から同年 2 月 2 8 日までの毎週土曜日の
午前 1 0 時 0 0 分から午後 1 時 0 0 分まで（全 8 回）

講習会場：大津市浜大津四丁目 1 番 1 号

明日都浜大津 ふれあいプラザ 5 階大会議室及び 4 階小会議室

対 象 者：パソコン操作の経験が初めての方、または経験が浅い方

内 容：マウス操作、文字入力、ファイルやフォルダの基本操作などパソコンの
基本操作を身につけ、Office Word 及び Excel の基礎的な操作や仕事をする上で必要な操作方法を学ぶ。
（ただし、パソコンの基本操作の講座は初日のみとする。）

(2) 講師の配置体制

各講座ともメインの講師 1 名及びサブの講師 1 名を配置するものとする。

各講座の会場準備及び片付け、並びに会場やロッカーの鍵の開錠及び施錠は、メインの

講師及びサブの講師が行うこと。

予定している講師が体調不良や風邪の症状（発熱や咳、喉の痛みなど）がある場合は、代替の講師で対応すること。

（３）受付業務

当日の受講者の受付は、前日までに委託者から受け取った受講者名簿に基づき、メインの講師及びサブの講師が行うこと。

なお、受講者名簿の受け渡し方法及び保管方法については委託者と受託者で協議の上、決定する。

（４）パソコン等の配置

パソコンはワード・エクセル初級講座で受講者１名につき１台、メインの講師用１台を配置するものとする。

パソコンは同メーカーのノート型パソコンを準備すること。

プリンターを使用する場合は、受託者で準備すること。

講習会場にインターネット環境はないため、講座内容について留意すること。

（５）使用テキストの費用

各講座に使用するテキストに係る費用は委託料に含めるものとする。

ただし、各講座開講１５日前の時点で定員に達しない講座がある場合は、委託者と受託者で協議の上、委託料から不要テキスト代を減額して変更契約を交わし、最終支払い額から減額して支払うものとする。

（６）託児サービス

講習会場と同じ施設内の別会場で託児を行うものとする。

保育従事者は２名配置し、講座時間の前後１時間は、会場の設営・撤収及び託児利用者の受渡等の準備時間とする。

保育に必要な用具（玩具、敷物など）は委託者が準備する。その他、必要事項は委託者と受託者で協議の上、決定する。

託児に係る費用は委託料に含めるものとする。ただし、各講座開講１５日前の時点で託児利用希望者がいない日等がある場合は、委託者と受託者で協議の上、託児に係る経費を減額して変更契約を交わし、最終支払い額から減額して支払うものとする。

なお、託児にかかる傷害保険については受託者が加入すること。

（７）パソコン等の保管場所

講習期間中のパソコン等の保管場所については委託者が準備するが、管理については受託者で責任をもって行う。

保管場所が足りない場合は、委託者と受託者で協議の上、保管方法を決定する。

（８）緊急連絡先

受講日の当日に講座及び託児のキャンセルをする際は、受講者から受託者へ直接連絡するものとする。

また、天候等によりやむを得ず講座を中止する際は、当日の午前９時００分までに受託者から受講者へ直接連絡すると同時に、受託者から委託者へ連絡すること。

（９）秘密の保持

受託者は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(10) 個人情報の保護

受託者は、この委託業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。